

(2) 民間企業による行政財産の占有・使用の推進

- 1 行政財産である土地・建物等の活用については、現行制度上も、必要に応じて、目的外使用許可や普通財産としての貸付で対応することが可能であり、かつ、地方公共団体においては財産管理を長が一元的に行っており、財産区分の見直しは迅速に行うことが可能であることから、実態上支障となるような規制はそもそも存在しないものと認識。
- 2 例えば、庁舎内の空きスペースを利用して食堂や売店等を目的外使用許可により設けているように、自治体からの提案にもある「公園内に展望台や売店など民間企業がノウハウを持つ公園施設を設けること」「学校施設の非稼働時間、非稼働時期に、施設を一般市民向けサービスや教育関連企業及びNPO等の週末教育支援サービスなどの展開拠点とすること」についても、現行制度上、目的外使用許可で対応することが十分可能。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（公有財産の範囲及び分類）

第二百三十八条（略）

- 2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

6 第四項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

278（略）